

全建労発第7号

平成19年4月6日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会

専務理事 野見山 恵弘

(公印省略)

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士
安全衛生教育受講済者の優先使用について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび社団法人全国クレーン建設業協会より、標記について依頼がありました。

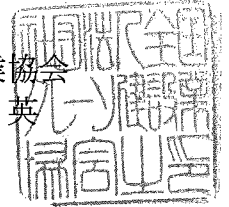
つきましては、貴協会傘下会員に対し、移動式クレーン運転業務を行うときは、労働災害の防止を図るため、労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を受講した者を使用されるようご周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。



全ク協発第1号
平成19年4月2日

社団法人全国建設業協会
会長 前田 靖治 殿

社団法人全国クレーン建設業協会
会長 山崎 修英



労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士
安全衛生教育」受講済者の優先使用について

拝啓

新緑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会に対しまして深いご理解と格別のご指導・ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、連綿と続く建設投資の減少や公共工事不要論等建設業界を取り巻く環境は大変厳しく、とりわけ、貴会員の下で下請として働く当協会会員は全国各地で日夜奮闘しているにも関わらず、当建設揚重業界を取り巻く環境は、排ガス規制問題や特殊車両通行許可制度の運用問題等以前にも増して厳しい状況下に置かれております。

このように経営的に大変厳しい状況下にあっても、当協会会員は、一貫して自社の移動式クレーンのオペレーターに対して、労働安全衛生法（昭47、法57）第60条の2第2項の規定に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を、本制度発足以来、定期的に受講させております。さらに、平成6年からは、総合建設業者32社（現在25社）で構成するクレーン安全協議会と当協会とがタイアップして、本教育内容をより充実させる等労働災害の撲滅を目指してきましたが、ご存知のとおり建設現場での労働災害、とりわけ、建設機械に起因する事故がなかなか減少しない状況下にあります。

また、個々の建設現場での移動式クレーンのオペレーターの使用にあたり、本教育受講の有無を確認し、受講済者のみを使用している現場は、極一部に限られていると言う大変嘆かわしい状況であります。

このような法律を無視した状況が今後も続くようであれば、建設機械に起因する労働災害の撲滅は、到底不可能と思われまます。

つきましては、貴団体会員に対して、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を受講した者を、使用されるようご指導いただきたく、よろしく願い申し上げます。

敬具

(参 考)

労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づく
「移動式クレーン運転士安全衛生教育」について

I、本教育の目的

社会経済情勢の変化、とりわけ、技術革新の急速な進展に伴い新たな型の労働災害が発生している現状に鑑み、事業場における安全衛生の水準の向上を図るべく、危険有害業務従事者に安全衛生教育を行ない、もって、労働災害の撲滅を図るため。

II、根拠法令等

- 1、労働安全衛生法（昭 47、法 57（略称：安衛法））第 60 条の 2 第 2 項
- 2、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（安全衛生教育指針第 1 号（平元、5、22 日付け労働省公示））
- 3、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について（平元、5、22 日付け基発第 247 号）
- 4、移動式クレーン運転士安全衛生教育について（平 2、3、1 付け基発第 113 号）

III、安全衛生教育実施者（厚生労働省が認めている実施機関）

- ・ 建設業労働災害防止協会（注：安全衛生教育事業を休止中）
- ・ (社)全国クレーン建設業協会
- ・ (社)日本クレーン協会
- ・ (社)ボイラ・クレーン安全協会

IV、これまでの経緯

- 1、昭和 61 年から平成 5 年までは、(社)全国クレーン建設業協会が、安衛法に基づき本教育を全国各地で実施していた。
一方、総合建設業者にあつては、労働災害の防止を目的とした安全教育を現場毎に実施していた。
このため、オペレーターは、現場が変わる都度、再教育を受けなければならないという、時間的にも経済的にも大変厳しい状況下に置かれていた。
- 2、このため、本教育の有効期間（5 年）内であれば現場毎での再教育を不要とするべく、(社)全国クレーン建設業協会と総合建設業者とが協議の結果、平成 5 年 7 月、総合建設業者 32 社（現在 25 社）で構成する任意団体「クレーン安全協議会」が設立され、平成 6 年以降、クレーン安全協議会と上記Ⅲの 3 団体とがタイアップして、同一カリキュラム及び同一テキストを基に、より充実させた本教育を実施することにより、これまでの現場毎での再教育を不要とした。
- 3、この結果、オペレーターは、本教育の有効期間内であれば、いずれの現場においても重複して再教育を受ける必要がなくなり、今日に至っている。

V、これまでの実績

- 1、(社)全国クレーン建設業協会の実績（平成 5 年度まで）
平成元年 350 名 平成 2 年 742 名 平成 3 年 1,053 名
平成 4 年 1,794 名 平成 5 年 1,767 名
- 2、クレーン安全協議会と 3 団体とが、それぞれ共同で実施した実績
年度別・実施機関別・安全衛生教育開催実績表（平成 6 年度以降）

区 分	全国クレーン 建設業協会		日本クレーン協会		ボイラ・クレーン 安全協会		合 計	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
平成6年度	135	12.954	29	2.201	2	43	166	15.198
平成7年度	48	3.513	22	919	2	61	72	4.493
平成8年度	32	2.594	17	578	2	143	51	3.315
平成9年度	110	11.281	38	2.563	1	27	149	13.871
平成10年度	52	4.043	28	1.361	1	20	81	5.424
平成11年度	44	3.368	27	970	1	106	72	4.444
平成12年度	100	8.750	31	1.902	12	711	143	11.363
平成13年度	27	1.411	29	1.129	9	421	65	2.961
平成14年度	23	1.114	26	818	9	372	58	2.304
平成15年度	43	3.140	27	968	10	322	80	4.430
平成16年度	42	3.055	27	953	8	258	77	4.266
平成17年度	87	6.374	37	1.277	11	471	135	8.122
平成18年度	26	1.594	32	1.020	8	274	66	2.888
累 計	769	63.191	370	16.659	76	3.229	1.215	83.079
シェア	63.3	76.1	30.5	20.0	6.2	3.9		100.0%

注) 精査の結果、日本クレーン協会及びボイラ・クレーン安全協会の受講者数等に関し、昨年度資料から一部変更あり。

(出典：クレーン安全協議会資料)

VI、移動式クレーンによる死傷災害の発生状況

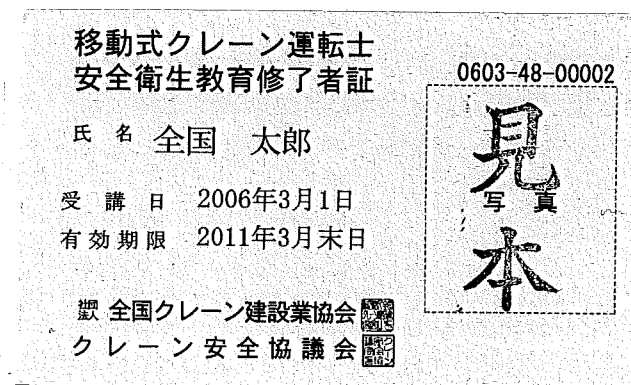
年度別・業種別・死傷災害の発生状況 (平成元年度以降) (人)

年度	建設業	その他	合 計	年度	建設業	その他	合 計
元	393	333	726	10	238	270	508
2	400	361	761	11	608	461	1.069
3	438	313	751	12	585	484	1.069
4	372	292	664	13	530	418	948
5	363	357	720	14	575	450	1.025
6	291	305	596	15	496	416	912
7	286	331	617	16	460	420	880
8	293	302	595	17	479	391	870
9	266	295	561				

注) 平成10年度まで……労災保険給付データ (休業4日以上) 平成11年度から……労働者死傷病報告。

(出典：クレーン年鑑 ((社) 日本クレーン協会))

VII、その他 「移動式クレーン運転士安全衛生教育修了者証」



(原寸大見本)、(パウチ済)